

## 木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(木祖村条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(再生可能エネルギー)

第3条 条例第3条第1号の規則で定める再生可能エネルギーは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第3項に規定する非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用できると認められるもので、同法施行令(平成21年政令第222号)第4条各号に規定されているもののうち、次に掲げるエネルギーのほか、エネルギーとして永続的に利用することができるものとして村長が認めるものとする。

- (1) 太陽光・太陽熱
- (2) 風力
- (3) 水力
- (4) 地熱
- (5) バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの)

(届出)

第4条 条例第9条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業区域及びその周辺の状況
- (2) 住民等への説明状況の報告
- (3) その他村長が必要と認める事項

2 条例第9条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業区域等状況調書(様式第3号)
- (3) 地区説明会報告書(様式第4号)
- (4) 近隣関係者説明会報告書(様式第5号)
- (5) 別表に定める図書

3 条例第9条第2項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書(様式第6号)に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

4 事業者は、前2項の届出について正副2通を作成し、村長に提出しなければならない。

(同意の申請等)

第5条 条例第9条第3項の規定により同意を得ようとする事業者は、条例第9条第1項に規定する期限までに、再生可能エネルギー発電事業同意申請書兼確約書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、同意の可否を決定し、再生可能エネルギー発電事業同意通知書(様式第8号)又は再生可能エネルギー発電事業不同意通知書(様式第9号)により当該事業者に通知するものとする。

(事業内容等の軽微な変更)

第6条 条例第11条第2項に規定する事業内容等の変更が軽微なものは、次に掲げるものとする。

(1) 事業区域の面積及び再生可能エネルギー発電設備の発電出力の縮小

(2) その他村長が認めるもの

(住民等の理解を得られない理由)

第7条 条例第11条第3項に規定する住民等の理解を得られない理由とは、次に掲げるものとする。

(1) 住民等が事業者の説明又は協議に応じないとき。

(2) 住民等が理解を得られない理由を明らかにしないとき。

(3) その他村長がやむを得ないと認めるとき。

(事業の着手等の届出)

第8条 条例第12条の規定による事業の着手、完了、中止又は再開の届出は、工事届出書(様式第10号)によるものとする。

(審議会の組織)

第9条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他村長が適当と認める者のうちから村長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

(審議会の会長)

第10条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(審議会の会議)

第 11 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第 12 条 審議会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(身分証明書)

第 13 条 条例第 15 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 11 号)によるものとする。

(指導、助言又は勧告)

第 14 条 条例第 16 条第 1 項の規定による指導又は助言は、指導・助言通知書(様式第 12 号)によるものとする。

2 条例第 16 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書(様式第 13 号)によるものとする。

(公表)

第 15 条 条例第 17 条第 1 項の規定による公表は、木祖村公告式条例(昭和 42 年木祖村条例第 6 号)に定める掲示場における掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

(意見を述べる機会)

第 16 条 条例第 17 条第 2 項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書(様式第 14 号)により通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、当該通知に係る意見を述べようとするときは、公表に関する意見書(様式第 15 号)により、意見を述べなければならない。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表(第 4 条関係)

図書の種類	備考
1 位置図、案内図	
2 土地利用計画図	縮尺 1000 分の 1 以上
3 土地造成計画平面図	縮尺 1000 分の 1 以上

4 土地造成計画縦断面図	縮尺が縦 100 分の 1 以上、縮尺が横 1000 分の 1 以上
5 土地造成計画横断面図	縮尺 100 分の 1 から 200 分の 1 まで
6 流量計算書	
7 排水施設構造図	
8 建築物設計図	平面図、立面図、断面図
9 地籍図（字図）	地籍図（字図）は、説明に係る範囲、地番及び所有者を記入すること。
10 公共施設との土地境界確認書の写し	
11 排水に係る放流承諾書	
12 事業区域内の土地の登記事項証明書	
13 他法令等による許認可等を受けている場合はその写し	
14 その他村長が必要と認める図書	